

風の子保育園運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）の本旨と当施設の基本である地域性を尊重し、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

本園は、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、一人ひとりが大切にされるとともに年齢に相応しい集団生活をとおして様々な経験を積み上げていけるよう努める。

2 本園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入園する園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。

3 本園は、入園する園児の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに関する支援等を行うよう努める。

第3条（施設の名称等）

本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 風の子保育園
- (2) 所在地 新潟市西蒲区巻甲1740番地

第4条（保育の内容）

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成20年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を行う。

第5条（職員の職種、員数及び職務の内容）

本園が保育を行うにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。ただし、職員の配置については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営に基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号。以下「条例」という。）第46条で定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長（常勤） 1人

園長は、保育・教育の質向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 副園長(常勤) 1人
園長に不測の事態があった場合、園長となり職務を行う。
- (3) 主任保育士(常勤専従) 1人
主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
- (4) 保育士等 おおむね16名(常勤 おおむね14名 非常勤 おおむね2名)
保育士は、保育課程に基づき保育計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り充実した活動ができるように保育を行う。
- (5) 調理員 3人(非常勤3人)
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- (6) 看護師又は准看護師 1人(常勤 1人)
看護師又は准看護師は、子どもの健康管理と本園全般の衛生管理を行う。
乳児の保育。
- (7) 管理栄養士 1人(非常勤 1人)
管理栄養士は子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食、アレルギー児対応食に係る献立を作成するとともに本園全般の食育を行う。
- (8) 事務員 1人(常勤または非常勤 1人)
事務員は、本園の事務を行う。
- (9) 用務員 おおむね1人(非常勤 1人)
用務員は保育準備や雑務を行う。
- (10) 嘱託医 1人
嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
- (11) 嘱託歯科医 1人
嘱託歯科医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

第6条(保育を行う日及び保育を行う時間)

本園の保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から3日を除く。

本園の保育を行う時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

*月～土曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、月～金曜日については、本園が定める保育時間（11時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午後6時01分から午後7時00分までの範囲内で延長保育を行う（土曜日の延長保育は行わない）

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

*月～土曜日 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、月～金曜日については、本園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時00分から午前8時29分、午後4時31分から午後7時00分までの範囲内で延長保育を行う。なお、土曜日は午前7時00分～8時29分、午後4時31分から午後6時00分までの延長保育とする。

(3) 開園時間

本園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後7時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

第7条（利用者負担その他の費用等）

保護者は、居住する市町村が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、本園の保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けるものとする。

(1) 延長保育料金 30分あたり 100円

(2) 主食費（3歳以上児） 月 1,000円

(3) 副食費（3歳以上児） 月 4,900円

(4) 共済掛金一部負担金 年 240円

(5) その他本園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

第8条（利用定員）

本園の利用定員は、次のとおりとする。

2号認定こども 38人

3号認定こども 32人（うちゼロ歳児 8人 1・2歳児24人）

第9条（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

本園は、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき、かつ保育実施について委託を受けたときは、これに応ずる。

2 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用児童の支給認定保護者とその内容を確認する。

3 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (3) 保護者から保育所利用取り消しの申出があったとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

第10条（緊急時における対応方法）

本園は、保育を行う中で、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 保育を行うことにより事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。その後速やかに区健康福祉課・新潟市幼保支援課に事故報告を行う。

3 園児に対する保育を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条（非常事態対策）

本園は、非常事態に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者・防火責任者を配置し、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火・その他必要な訓練を実施する。なお、法人として「防災・非常事態確認作業委員会」を設置して非常事態に備える。

第12条（虐待防止のための措置に関する事項）

本園は、園児に対する虐待を防止するために次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する必要な体制整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 本園は、保育を行う中で、本園の職員または保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

第13条（苦情解決に関する事項）

本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者と苦情受付担当者、第三者委員や苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善について記録する。

第14条（その他運営についての重要事項）

保育実施にあたっては、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設ける。

2 職員はその業務上知り得た秘密を漏えいしない。また職員との雇用関係が終了した場合においても、施設長（園長）の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする（入職時の誓約書提出・離職時の誓約書の確認）

3 この規程に定めるもののほか、必要な事項は園長が定める。

附則

この規程は

平成27年 4月1日から施行する。

平成29年 4月1日一部改正

平成31年 4月1日一部改正

令和元年 10月1日一部改正

令和2年 4月1日一部改正

令和6年 4月1日一部改正

令和7年 4月1日一部改正

令和8年 4月1日一部改正